

# 運送約款

## 第一章 総則

### (適用範囲)

第一条 この運送約款は、当社が経営する航路で行う旅客、手回り品及び特殊手荷物の運送に適用されない事項については、法令の規定又は一般の慣習によります。

二 この運送約款に定めない事項については、法令の規定又は一般の慣習によります。三 当社がこの運送約款の趣旨及び法令の規定に反しない範囲内で特約の申込に応じた場合は、この特約によります。四 旅客は、この運送約款を承認し、且つこれに同意したものとみなします。

(定) 義

第二条 この運送約款で「旅客」とは、徒歩客及び自動車航送を行う場合

にあつては、自動車航送に係る自動車の運転者及び同乗の乗車人(以下「運転者等」という。)をい、運送契約に基づき所定の運賃を支払い、乗船する客をいいます。

二 この運送約款で「大人」とは、十二歳以上の者(小学生(小学校(学校教育法 昭和二年法律第六条)第一条の小学校、義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部並びに同法第二十四条第一項の各種学校の小学部に類するものをいう。以下同じ。)に就学する児童をいう。以下同じ。)を除く。)をいいます。三 この運送約款で「小児」とは、十二歳未満の者をいいます。四 この運送約款で「本船」とは、当社が経営する航路を運航する船舶、その代替船及びこれらに所属する舟艇をいいます。

五 この運送約款で「手回り品」とは、旅客が自ら携帯又は同伴して船内に持ち込む物を「持込手荷物」、旅客がその乗船区間について運賃を委託する物を「受託手荷物」とい、次の各号のいずれかに該当するものをいいます。

(一) 三辺の長さの和が二メートル以下で、且つ、重量が四十キログラム以下の物品、車椅子(旅客が使用するものに限る。)

(二) 身体障害者補助犬(身体障害者補助大法(平成一四年法律第四九号)第二条に規定する盲導犬、介助犬及び聴導犬であつて、同法第二条の規定による表示をされているもの)をいう。

六 この運送約款で旅客がその乗船区間について、運賃を委託する物であつて前項に掲げる以外の物品を「特殊手荷物」とい、次の各号のいずれかに該当するものをいいます。

(一) 自転車、乳母車、荷車その他の軽車両で人力により移動するもの、家電製品等

七 この運送約款で「営業所」とは、当社の事務所及び当社が指定する者の事務所をいいます。

## 第二章 運送の引受け

### (運送の引受け)

第三条 当社は、本船の輸送力の範囲内において、運送の申込みの順序により、旅客及び手回り品及び特殊手荷物の運送契約の申込みに応じます。

二 当社は、前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、運送契約の申込を拒絶し、又は既に締結した運送契約を解除することがあります。

(一) 当社が第七条の規定による措置を取つた場合

(二) 旅客が次のいずれかに該当する者である場合

ア 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成一〇年法律第二四号)に規定する感染症の患者に対する医療を受ける者

イ 泥酔者、薬品中毒者その他本船の安全を害する行為をするおそれのある者

ウ 重症患者又は六歳未満の小児で、付添ひ人のおそれのある者

エ 年齢、健康上その他の理由によつて生命が危険にさらされ、又は健康が著しく損なわれるおそれのある者

旅客がこの運送約款の規定に違反する行為を行い、又は行うおそれがある場合

(四) 天災その他やむを得ない事由による運送上の支障がある場合

(五) 運送契約の申込みがこの運送約款と異なる運送条件によるものである場合

(六) 当局的な要求する旅客、ヒザ若しその他の書類を保持し又は取得しない者である場合

(七) 旅客が、出入国に係る日本国及び関係国の諸法令に基づく全ての手続きを完了しない場合

(八) 該当運送に関し、申込者から特別な負担を求められた場合

三 当社は、本船の輸送力の範囲内において、持込手荷物(第二条第五項第二号及び第三号に掲げるものを除く。以下この項において同じ。)を一個に限り本船に持ち込むことができます。但し、持込手荷物の大きさ、本船の輸送力等を勘案し、当社が支障がないと認めるときは、二個を超えて持ち込むことができます。手回り品及び特殊手荷物が次の各号のいずれかに該当するものであるときは、その持込を拒絶することがあります。

(一) 荷造り若しくは荷札の不完全なもの、破損しやすしいもの、臭気を発するもの、不潔なもの、その他乗船者に迷惑を及ぼすおそれのあるもの

(二) 白金、金その他の貴金属、貨幣、銀行券、有価証券、印紙類、宝石類、美術品、骨董品、その他の高価品

(三) 爆発物その他乗船者、他の物品又は船舶に危害を及ぼすおそれのあるもの

(四) 銃砲、刀剣その他使用することにより、乗船者、他の物品又は船舶に対して危害を及ぼすおそれのあるもの

(五) 遺体

(六) 生動物(第二条第五項第三号に掲げるものを除く。)

(七) 日本及び到着港の国の法令により、輸送が禁じられているもの

その他運送に適当と認められるもの

八 当社及び本船の船長は、本船の保安上、本船の不法奪取、管理又は破壊の行為の防止を含みます。その他の事由により、次の検査をすることがあります。又、当社は必要に応じて旅客又は第三者の立会いがない場合であっても、前項に定められた物品を旅客が所持し、又は旅客の手回り品及び特殊手荷物に入っていないかを確認することがあります。

(イ) 旅客の着衣若しくは着具の上から接触又は金属探知機等による手回り品の検査

(ロ) 開被検査その他の方法による手回り品及び特殊手荷物の検査

五 当社及び本船の船長は、旅客が前項の検査に応じない場合、又は必要な協力を行わない場合には、当社が手回り品及び特殊手荷物の船内持ち込みをお断りし、又は運送契約を解除することができます。

六 当社及び本船の船長は、第四項の検査により第三項各号のいずれかに該当する手回り品及び特殊手荷物が発見された場合には、陸揚げ又は処分することがあります。七 旅客が第三項のいずれかに該当する手回り品及び特殊手荷物を船内に持ち込んだことにより、他の旅客、当社若しくは本船又は本船の船長若しくは乗組員等に損害を与えた場合は、その手回り品及び特殊手荷物を持ち込んだ旅客は、その損害に対し賠償の責任を負ふものとします。

八 旅客は、第二条第五項第三号により、盲導犬及び聴導犬又は介助犬(以下「補助犬」という。)を同伴させる場合には、運送契約の申込みの時に、その旨を当社に通知しなければなりません。この場合、動物検疫所への事前届出、補助犬の食物及び世話等は、旅客が自らの責任及び費用負担において手配するものとします。

四 第二条 手回り品及び特殊手荷物の内容の申告義務

第一条「危険物」という)については、危険品等である旨及び当該貨物の安全な運送に必要な情報を当社に申告しなければなりません。

二 受託手荷物及び特殊手荷物が前条第三項第三号に掲げる物品である場合は、旅客は運送の申込みをする際に、その種類及び価額を明示しなければ、当社はその損害又は滅失について責任を負いません。

三 前項の規定は、次に掲げる場合については適用しません。

(一) 運送契約の締結のとき、受託手荷物または特殊手荷物が高価品であることを当社が知つたとき

(二) 当社の故意又は重大な過失によつて高価品の滅失、損傷又は延着が生じたとき(手荷物の引渡し等)

第五条 当社は、受託手荷物及び特殊手荷物については、陸揚地において手荷物と引換えにその持参人に引渡します。

二 当社は次の各号のいずれかに該当する理由がある場合は、受託手荷物及び特殊手荷物をいつ、陸揚げ又は、投棄、その他の処分をすることがあります。この場合、当社は旅客に対しその旨を通知し、通知することができないときは積込地及び陸揚地の営業所に掲示します。

(一) 旅客が第四条第一項に違反した場合

(二) 又はそのおそれがある場合

(三) 受託手荷物及び特殊手荷物の陸揚げ後、七日を経過してもその引き取りがない場合

三 旅客が留保をなさず引渡しを受けた受託手荷物及び特殊手荷物については、その損害賠償請求権を放棄したものとみなします。

四 陸揚げした受託手荷物及び特殊手荷物は、税関通関場において引き渡すものとし、それ以後に生じた損害に対し、賠償の責を負いません。

五 旅客が、当社発行の手荷物券を紛失した場合は、当社が当該手荷物等の引渡請求人を、正当な受取人であると認め、且つ、当社がその引渡請求人に当該手荷物等を

## 〈旅客運送の部〉

引渡した結果、当社が受けるおそれのある一切の損失を補償する旨の保証を当該引渡請求人から得た場合に限り、別に定める手続きによりこれを引渡します。

(途中下船等)

第六条 当社は、旅客の途中下船その他の依頼には応じません。但し、当社が取扱

の上支障がないと認めた場合は、この限りではありません。

二 前項但し書の規定により、当社が旅客の依頼に応じる場合に必要となる運賃その他の費用は旅客の負担とします。

(運航の中止等)

第七条 当社は、法令の規定によるほか、次の各号のいずれかに該当する場合は、予定した本船の発航の中止又は予定した本船、発着日時、航行経路若しくは発着港の変更の措置をとることがあります。この場合、発着日時、航行経路若しくは発着港の変更の措置をとりますが、その他の責任は負いません。

(一) 気象又は海象が本船の航行に危険をおよぼすおそれがある場合

(二) 天災・火災・海難・本船の故障その他やむを得ない事由が発生した場合

(三) 旅客その他運送に携わる物の同盟罷業その他の争議行為が発生した場合

(四) 疾病が発生したなど乗船者の生命が危険にさらされ、又は健康が著しく損なわれるおそれのある場合

(五) 本船の奪取、破壊等の不法行為が発生した場合

(六) 第二条に規定する禁止行為をし、またはしようとしてしていると信するに足りる相当な理由がある場合

(七) 円滑な避難又は緊急輸送を確保するため、災害時における旅客又は貨物の輸送を行う場合

(八) 政府・官公署の命令又は要求があつた場合

## 第三章 運賃及び料金

(運賃及び料金の額等)

第八条 旅客、手回り品及び特殊手荷物の運賃及び料金(以下「運賃及び料金」という。)の額並びにその適用方法については、本条、第九条、第一〇条に定めるところによるほか、当社航路の起点及び終点の営業所及び発着所に掲示、又は当社ホームページにて提供するインターネット予約サービスに明示するところによります。

二 三辺の長さの和が二メートル以下で、且つ、重量が三十キログラム以下の持込手荷物は無料とします。

三 補助犬は無料とします。

四 旅客が使用する車椅子は、無料とします。

五 持込手荷物としての自転車は有料とし、手荷物券を発行します。

(小児の運賃及び料金)

第九条 小児の運賃及び料金は、次のとおりとします。

(一) 一歳未満の小児：無料

(二) 一歳以上六歳未満の小児：当社航路の起点及び終点の営業所及び発着所に掲示した幼児運賃および料金

(三) 六歳以上十二歳未満の小児：一人につき大人の運賃及び料金の二分の一(運賃及び料金の性格)

第一〇条 運賃及び料金には、旅客の食事代金は含まれていません。

二 受託手荷物及び特殊手荷物の運賃及び料金には、集荷配達料及び保管料は含まれていません。

三 旅客が、下船港において上陸不許可となつて、乗船港に送還される場合、既に収受した下船港までの運賃は払い戻しをしません。又この場合、送還に係る運賃その他の費用は、旅客の負担とします。

(運賃及び料金の収受)

第一条 当社は、営業所において所定の運賃及び料金を収受し、これを引換えに乗船券、又は手荷物券(以下「乗船券等」という)を発行します。但し、団体乗船券及び割引乗船券の発行については、別に定める書類の提出を求めることがあります。

二 当社は、発売する乗船券等の種類、発売場所又は発売期間を限定することがあります。

(乗船券等の効力)

第二条 乗船券等は、券面記載の乗船区間、通用期間、指定便、等級、船室及び手荷物に限り使用することができます。

二 乗船券は記名式とし、記名本人に限り使用することができます。

三 旅客が乗船するときは、その発航する一時間前までに乗船港に到着し、所定の手続きをしなければ、原則として乗船を取消したものとみなします。

(乗船券等の通用期間)

第一条 乗船券等の通用期間は、次のとおりとします。

(一) 船便指定年月日の記載された乗船券等にあつては、その指定日

(二) 船便指定年月日の記載されていない乗船券等にあつては、その発売の日から六ヶ月間

(三) 団体乗船券等は券面記載の船便指定日

二 旅客が疾病その他一身に関する不可抗力により旅行を延期し、又は当社が第七条による措置をとつたことにより乗船することが延期し、又は旅行を継続することができなくなった場合は六ヶ月間又は一回を限度として、その通用期間を延長することがあります。

(乗船変更)

第一条 旅客が乗船券等の通用期間の終了前(指定便に係るものにあつては、当該指定便の前日)までに券面記載指定便の変更を申し出た場合は、当社は一回に限り、当該申出に係る乗船券の発売営業所その他当社が指定する営業所において、その変更の取扱ひに応じます。但し、変更しようとする本船の輸送力に余裕がない場合はこの限りではありません。

二 前項の規定により、当社が変更の取扱ひに応じる場合には、当該手数料は無料とし、変更後の乗船区間、等級及び船室に対応する運賃及び料金の額と既に収受した運賃及び料金の額との差額を生じることができ、これを不足額があればこれを申し受けます。但し、過剰額については払い戻しは致しません。

(不正乗船等)

第一条 旅客が次の各号のいずれかに該当する行為をした場合は、運賃及び料金のほか、その二倍に相当する額の割増の運賃及び料金をあわせて申し受けることがあります。

(一) 不正の申告によつて、運賃及び料金の割引を受け、又は運賃及び料金を支払わずに乗船した場合

(二) 乗船券等の回収の際、その引渡しを拒否する場合

(三) 無効の乗船券、又は記載事項が変更された乗船券で乗船した場合

(四) 当該乗船券を使用することができるとき以外の者がこれを使用して乗船した場合

(五) 第四条第一項の申告をせず、又は不正の申告によつて、物品を本船に持ち込み、又は運送させた場合

(等級又は船室の変更)

第一条 旅客は、本船において船長若しくは乗組員又は当社の係員の承認を得た場合

には、券面記載の等級又は船室を変更することができます。この場合、当社は新たな等級又は船室に対応する運賃及び料金の差額を申し受け、これと引換えに領収書を発行します。但し、この取扱ひは、上位の等級又は船室に変更する場合に限りります。

(乗船券等の紛失)

第一条 旅客が、乗船券等を紛失した場合は、当社は、あらためて運賃及び料金を申し受け、乗船券等を発行します。この場合、当社は、その旨の証明書を発行します。

二 旅客は、紛失した乗船券等を発見した場合は、その通用期間経過後三〇日以内の限り、前項の証明書及び乗船券等を添えて、当社に運賃及び料金の払戻しを請求することがあります。

(乗船券等の無効)

第一条 次各号のいずれかに該当する乗船券等は、無効として回収します。

(一) 券面記載事項が改変され、又は不鮮明になった乗船券等

(二) 通用期間を経過した乗船券等

(三) 不正の手段により取得した乗船券等

(四) 運賃が終了した場合の当該乗船券等

(五) 払い戻し及び払い戻し手数料

第一条 当社は次の各号に定める事由が生じた場合は、当該乗船券等の発売場所において、その定めるところに従ひ、運賃及び料金を払い戻します。又、次に定める手数料を当社に支払つて運送契約を解除することができます。但し、当社が別途定める乗船券に係る払い戻しについては、この限りではありません。

(一) 当社は、第七条の規定による措置を取つた場合において、旅客が運送契約を解除し払い戻しの請求をした場合には、手数料は無料とし、券面記載金額全額を払い戻します。

(二) 旅客が、その都合により、船便の指定のない入缺前(旅客の未使用である旨の証明がある場合を含む。以下本条において同じ)の乗船券等について、その通用期間の最終日までに払い戻しの請求をした場合

(三) 券面記載金額の二割を手数料とし九割を払い戻しとする。

旅客が、その都合により船便の指定された入缺前の乗船券等について、払い戻しの請求をした場合

## 関釜フェリー株式会社

### (旅客の禁止行為)

第一条 旅客は、乗下船その他本船における行動に関し、当社の係員又は本船の船長若しくは乗組員が、輸送の安全確保と船内秩序の維持のために行なう職務上の指示に従わなければならない。

二 旅客は、次の掲げる行為等をしてはいけません。

(一) 本船の秩序若しくは風紀を乱し、又は衛生に害のある行為をすること

(二) 他の旅客に不快感を与え、又は迷惑をかけること

(三) 本船の運航のための設備又はこれらの船舶に係る旅客乗降用可動施設の作動装置を操作すること

(四) 本船内の立入りや禁止された場所に立入ること

(五) 非常時の喫煙を禁止された場所において喫煙すること

(六) 非常時を除き消火器、非常用警報装置、救命胴衣その他の非常の際に使用すべき装置又は器具を使用し、又は移動すること

(七) 旅客及び貨物の安全のために掲げられた標識又は掲示物を損傷し、又は移動すること

(八) 石、ガラスびん、金属片その他本船又は本船上の人若しくは積載物を損傷するおそれのある物件を、本船に向かって投げ、又は発射すること

(九) 物品を海中に投棄すること

三 本船の船長は、前項の指示に従わない旅客に対し、乗船を拒否すること又は下船を命じることがあります。

(旅客の法令遵守と責任等)

第二条 旅客は、出入国に係る日本国及び関係各国の諸法令等にもとづく総ての手續を、自己の責任において完了しなければなりません。

三 当社は、これに反する場合は、運送契約の申込を拒絶し、又は契約を解除します。

二 旅客は、自己の持込手荷物の保管の責任に任じます。

三 持込手荷物の積込み及び陸揚げは、当社の係員又は本船の船長若しくは乗組員の指示に従ひ、旅客が行うものとします。

四 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合はを除き、受託手荷物及び特殊手荷物の返送、内容品の取出しその他の依頼には応じません。但し、当社が取扱ひ上支障がないと認めた場合は、この限りではありません。

(一) 運送の取消しがあつた場合の返送

(二) 旅行中止の場合の陸揚げ

(三) 緊急な理由による、受託手荷物及び特殊手荷物からの内容品などの取出し

(四) 前項の規定により、返送、内容品の取出しその他の依頼に応じることにより、必要となる運賃及び料金の他の費用は、旅客の負担とします。

(旅客名簿への記載)

第三条 旅客は、海上運送法(昭和二十四年法律第一八七号)第一条(同法第二条の五)において準用する場合を含む。)に規定する旅客名簿に、次に掲げる事項を記載しなければなりません。

(一) 氏名

(二) 年齢、生年月日又は大人、子供及び幼児の区分

(三) 性別

(四) 次に掲げる旅客以外の区分に応じ、それぞれ次に掲げる事項

ア イに掲げる旅客以外の旅客、国籍、旅券番号及び住所又は住民票に記載されるべき市町村名

イ 日本国内に住所を有しない外国人である旅客、国籍及び旅券番号

(五) 事故、災害その他の非常の場合における介助等の支援の要否

(六) サービス

第四条 当社は、ホール・売店・娯楽室・レストラン・その他の施設を有料サービスのために、当社以外の者に、本船内でその場を提供することがあります。その場合には、旅客はこのようサービスを行う者と直接契約することにより、サービスを受けることができます。

## 第五章 賠償責任

(当社の賠償責任)

第五条 当社は、旅客が当社の係員又は本船の船長若しくは乗組員の指示に従ひ、本船へ乗船する為の乗降施設に達したとき、本船から下船する為の乗降施設を離れたときまでの間に、旅客の生命又は身体を害した場合は、これにより生じた損害について賠償する責任を負います。

(一) 当社は、本船に構造上の欠陥及び機能の障害がなかったこと、並びに当社、当社の係員及び本船の船長若しくは乗組員が当該損害を防止するために必要な措置をとつたこと、又は不可抗力などの理由によりその措置をとることができなかったこと(これを証明した場合)

(二) 当社が、第三者又は旅客の故意若しくは過失により、又は旅客がこの運送約款を守らなかったことにより、当該損害が発生したことを証明した場合

三 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合は、第一項の責任について、負わない場合があります。

(一) 大規模な火災、震災その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合

(二) 運送に伴い通常生ずる振動その他の事情により生命又は身体に重大な危険が及ぶおそれがある者の運送を行うとき

四 当社は、受託手荷物及び特殊手荷物の滅失、損失等による損害については、第四条第一項、第五条第二項に該当する場合及び、それが当社又は当社の係員及び本船の船長若しくは乗組員の過失があつた場合を除き、これを賠償する責任を負いません。

五 当社が、第七条の規定による措置を取つたことにより生じた損害については、第一項及び前項の規定により当社が責任を負う場合を除き、当社はこれを賠償する責任を負いません。

(準拠法・裁判管轄)

第二条 この運送約款は、日本法に準拠し、運送約款に関する紛争は、当社の本社又は主たる営業所を管轄する裁判所に提起されるものとします。

(付 則)

一、この運送約款は、平成一七年五月一日より実施いたします。

二、この運送約款は、平成二〇年四月十日一部改正実施

三、この運送約款は、平成二四年十月一日一部改正実施

四、この運送約款は、平成二六年一月十日一部改正実施

五、この運送約款は、平成二八年四月一日一部改正実施

六、この運送約款は、令和二年二月一日一部改正実施

七、この運送約款は、令和六年四月一日一部改正実施